

第四十六回国会 社会労働委員会 議録 第四十六号

昭和三十九年五月二十六日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

田口長治郎君

重雄君 理事 小沢 辰男君

理事 龜山 孝一君 理事 藤谷 直藏君

理事 田中 正巳君 理事 河野 正君

理事 小林 進君 理事 長谷川 保君

伊東 正義君 浦野 幸男君

大坪 保雄君 熊谷 義雄君

小宮山重四郎君 西岡 武夫君

西村 英一君 橋本龍太郎君

松浦周太郎君 松山千恵子君

栗山 秀君 渡邊 良夫君

亘 四郎君 伊藤よし子君

大原 亨君 滝井 義高君

八木 一男君 八木 昇君

山口シヅエ君 本島百合子君

吉川 兼光君

出席国務大臣

厚生 大臣 小林 武治君

労働 大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

厚生政務次官 砂原 格君

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生事務官 小山進次郎君

(保険局長)

労働基準監督官 村上 茂利君

(労働基準局長)

労働基準監督官 石黒 拓爾君

(労働基準局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 山下 元利君

(主税局長)

(一課長)

厚生事務官 伊部 英男君
大臣官房審議官 安中 忠雄君
専門員 安中 忠雄君

五月二十二日

委員橋本龍太郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

委員南條徳男君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

本日の会議に付した案件
社会保険研究所法案(内閣提出第一〇七号)
労働災害の防止に関する法律案(内閣提出第六号)

○田口委員長 これより会議を開きます。内閣提出の社会保険研究所法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。長谷川保君。

○長谷川(保委員) 社会保険研究所というふうなものがある、おかれておられます日本の社会保険——なるほど日本の社会保険制度は長い間の私ども社会党の奮闘、それに対する歩調を諸君のまた時代の進展に対する歩調を合せていくというふうな御理解、そういうところから、なるほど社会保険の各種の種類の芽は一応できてきたの

でありませけれども、その内容がきわめて貧弱であるということは、御承知のとおりであります。たとえば、私は五年前にアメリカの社会保険を研究に二カ月ばかりまいったのでありますけれども、そのときに私は、アメリカの社会保険というものはそんなに進んでおらぬと考えておったのが、実に意外だったのは、六十五歳以上の老人やあるいは身体障害者であれば、たとえば盲人の全部あるいは母子世帯、その他いかなる理由にもせよ、労働によって収入を得ることができない人々、いわゆる労働不能ということばで呼んでおられますけれども、この労働不能の人々にはことごとく一人について月百ドル、三万六千円を支給しているという制度を見てびっくりしたのであります。なるほど物価は日本よりもずっと高いのでありますけれども、住宅政策その他あらゆる政策がうしろにごさいますので、それに合わせてそういうふうな所得を補償する、生存費を補償するということが行なわれておりますために、親子心中しなければならぬというふうなことではないのであります。それに対しては、日本は、たとえば福祉年金が千五百円である、しかも七十歳以上であるというふうなことであります。これは、いかにわが国の社会保険が実質的にまだまだほんとうの芽を出しただけであるかということを示しているわけでありませ。したがって、世界の社会保険制度、欧米の社会保険制度をここで十分研究し、日本の社会

保障制度をいかなる水準にまで持つていくべきであるかということをご観的に十分研究するという研究ができてきたことは、私どものまことに待望しておったところであります。

しかし、本法案を見ますと、私どもは初め、この社会保険研究所法案というものが提出されるということを知ったときに、ようやく社会保険制度審議会の勧告や答申が実を結んだなということでも非常に喜んだのでありますけれども、残念ながら、私が直ちに予算書を調べてみましたところ、予算書の中にその項目がないのであります。一体どこでするかと思つて本委員会でも審議を聞いておりましたら、結局補助金ですというのであります。一体私がこの研究所をつくりますについて非常な期待をかけたものでは、相当大きな機関を整備いたしました、そして日本の社会保険制度、これは今日私は政治の中心であると思つております。私どもは、厚生省というふうな名前よりも、むしろ社会保険省というふうな大きな省をつくるべきであると考えておりますように、本来社会保険制度というものは民主社会におきます政治の中心的な部門であると考えておるのでありますけれども、また、民主社会を推進いたしますための最も大きなとりであると考えておるのであります。ところが予算書を見ますと、わずかの金で補助金をやるということにいか

保障制度をいかなる水準にまで持つていくべきであるかということをご観的に十分研究するという研究ができてきたことは、私どものまことに待望しておったところであります。

しかし、本法案を見ますと、私どもは初め、この社会保険研究所法案というものが提出されるということを知ったときに、ようやく社会保険制度審議会の勧告や答申が実を結んだなということでも非常に喜んだのでありますけれども、残念ながら、私が直ちに予算書を調べてみましたところ、予算書の中にその項目がないのであります。一体どこでするかと思つて本委員会でも審議を聞いておりましたら、結局補助金ですというのであります。一体私がこの研究所をつくりますについて非常な期待をかけたものでは、相当大きな機関を整備いたしました、そして日本の社会保険制度、これは今日私は政治の中心であると思つております。私どもは、厚生省というふうな名前よりも、むしろ社会保険省というふうな大きな省をつくるべきであると考えておりますように、本来社会保険制度というものは民主社会におきます政治の中心的な部門であると考えておるのでありますけれども、また、民主社会を推進いたしますための最も大きなとりであると考えておるのであります。ところが予算書を見ますと、わずかの金で補助金をやるということにいか

ります。ただ、まずここで芽を出していくということであれば、私どもが今日の各種の日本の社会保険制度というものが大きな木になるという期待をかけた今日まで賛成をし進めてまいりましたように、これにもまた賛成をするという考え方を持つのであります。しかし、いかにもその予算が少な過ぎる、いかにも規模が小さ過ぎる、政治の中心的な部門を果たすところのその推進力となる足場となるものでありますから、もっと予算的な大きな配慮をし、大きな構想を持つてこれを進めるべきであると思つてあります。このことについては、同僚諸君もすでにお聞きをいたしましたし、また同僚諸君の質問と私の質問せんといたしておりましたことは多くの点です。に重複をいたしません。会期末、延長国会とはいはから、期間も短いのでありますから、私重複したような質問をいたしません。私重複したような質問をいたしません。ただ二、三の点において私の懸念いたしますところをさら

保障制度をいかなる水準にまで持つていくべきであるかということをご観的に十分研究するという研究ができてきたことは、私どものまことに待望しておったところであります。

しかし、本法案を見ますと、私どもは初め、この社会保険研究所法案というものが提出されるということを知ったときに、ようやく社会保険制度審議会の勧告や答申が実を結んだなということでも非常に喜んだのでありますけれども、残念ながら、私が直ちに予算書を調べてみましたところ、予算書の中にその項目がないのであります。一体どこでするかと思つて本委員会でも審議を聞いておりましたら、結局補助金ですというのであります。一体私がこの研究所をつくりますについて非常な期待をかけたものでは、相当大きな機関を整備いたしました、そして日本の社会保険制度、これは今日私は政治の中心であると思つております。私どもは、厚生省というふうな名前よりも、むしろ社会保険省というふうな大きな省をつくるべきであると考えておりますように、本来社会保険制度というものは民主社会におきます政治の中心的な部門であると考えておるのでありますけれども、また、民主社会を推進いたしますための最も大きなとりであると考えておるのであります。ところが予算書を見ますと、わずかの金で補助金をやるということにいか

ります。ただ、まずここで芽を出していくということであれば、私どもが今日の各種の日本の社会保険制度というものが大きな木になるという期待をかけた今日まで賛成をし進めてまいりましたように、これにもまた賛成をするという考え方を持つのであります。しかし、いかにもその予算が少な過ぎる、いかにも規模が小さ過ぎる、政治の中心的な部門を果たすところのその推進力となる足場となるものでありますから、もっと予算的な大きな配慮をし、大きな構想を持つてこれを進めるべきであると思つてあります。このことについては、同僚諸君もすでにお聞きをいたしましたし、また同僚諸君の質問と私の質問せんといたしておりましたことは多くの点です。に重複をいたしません。会期末、延長国会とはいはから、期間も短いのでありますから、私重複したような質問をいたしません。私重複したような質問をいたしません。ただ二、三の点において私の懸念いたしますところをさら

保障制度をいかなる水準にまで持つていくべきであるかということをご観的に十分研究するという研究ができてきたことは、私どものまことに待望しておったところであります。

しかし、本法案を見ますと、私どもは初め、この社会保険研究所法案というものが提出されるということを知ったときに、ようやく社会保険制度審議会の勧告や答申が実を結んだなということでも非常に喜んだのでありますけれども、残念ながら、私が直ちに予算書を調べてみましたところ、予算書の中にその項目がないのであります。一体どこでするかと思つて本委員会でも審議を聞いておりましたら、結局補助金ですというのであります。一体私がこの研究所をつくりますについて非常な期待をかけたものでは、相当大きな機関を整備いたしました、そして日本の社会保険制度、これは今日私は政治の中心であると思つております。私どもは、厚生省というふうな名前よりも、むしろ社会保険省というふうな大きな省をつくるべきであると考えておりますように、本来社会保険制度というものは民主社会におきます政治の中心的な部門であると考えておるのでありますけれども、また、民主社会を推進いたしますための最も大きなとりであると考えておるのであります。ところが予算書を見ますと、わずかの金で補助金をやるということにいか

ります。ただ、まずここで芽を出していくということであれば、私どもが今日の各種の日本の社会保険制度というものが大きな木になるという期待をかけた今日まで賛成をし進めてまいりましたように、これにもまた賛成をするという考え方を持つのであります。しかし、いかにもその予算が少な過ぎる、いかにも規模が小さ過ぎる、政治の中心的な部門を果たすところのその推進力となる足場となるものでありますから、もっと予算的な大きな配慮をし、大きな構想を持つてこれを進めるべきであると思つてあります。このことについては、同僚諸君もすでにお聞きをいたしましたし、また同僚諸君の質問と私の質問せんといたしておりましたことは多くの点です。に重複をいたしません。会期末、延長国会とはいはから、期間も短いのでありますから、私重複したような質問をいたしません。私重複したような質問をいたしません。ただ二、三の点において私の懸念いたしますところをさら

保障制度をいかなる水準にまで持つていくべきであるかということをご観的に十分研究するという研究ができてきたことは、私どものまことに待望しておったところであります。

めまず段階におきまして、厚生省とい
たしましては相当研究いたしました。
まず本研究が従来あります研究所に
比べまして、もっと基礎的な調査研究
を行なう学問的な性格の強いものであ
るといふふうに性格を考へまして、そ
ういふ学問的性格の強いという観点に
着目いたしまして、やはり独立性の強
いということ、できるだけ中立性を保
つという点に重点を置いたのでありま
す。そういう意味におきまして、付属
機関といふと御承知のように全部
国家公務員ということ、試験研究機
関である付属機関とはいいながら、や
はり国家公務員の上司、下僚とい
う関係の指揮命令系統という形で運営さ
れていきますので、そういう点からい
きまして特殊法人のほうがいいのでは
ないかという点、それからまた、特殊
法人にしました場合には、給与その他
の事業運用面で行なう付属機関より
も弾力的な活動を行ないやすいのでは
ないかという点、それからまた、
た、今後国連その他国際機関からの援
助がありました場合に、それを受け入
れるということもわれわれは望んでお
ります。あるいは民間資金を受け入れ
て活動するといふふうなことを考へま
した場合には、役所であつてはむずか
しいということ、こういう点からも
特殊法人とすることが得策ではなから
うかといふふうに考へたわけござい
ます。

ついでに、先ほど申しました独立
性、中立性という観点から申しました
場合には、一つの議論として、民法の
法人でいいか、ないかという議論も考
へたわけでございますが、ただ完全に
民間団体までにしてしまうと、こ
の研究所におきまして優秀な学者を得
るといふ意味で、われわれは国立大学
のいわゆる教育公務員である大学の教
授連中との人事交流も必要ではなから
うかといふふうに考へまして、国家公
務員がそういう民間へ移ります場合に
例の恩給通算でありますとか、そう
いふふうな関係がありますと、公務員
の資格の継続をしておかないと、こ
ういふ人事交流がうまくいかない、す
ぐれた人物を得られないといふふうな観
点から、結局特殊法人が一番いいとい
う考へ方に到達して、特殊法人として
研究所を立案した次第であります。

○長谷川(保)委員 私はいま官房長か
らお答えのありました独立性と中立性
を持たしていくということについて全
く賛成であります。大きな目的として
それがなされなければならぬと思うの
であります。また必要によつて民間資
金や国連の援助等も受けるとか、国連と
の関係をつけていくとかということも
まことによい構想だと思います。それ
につきましてもは全く賛成であります。
ただ、従来もあつたことでもあります。
けれども、私も野党側からきびしい目
で見えておりますと、どうも日本の社会
保障学者で相当有名な方でも、社会保
障制度審議会等におきます発言等を見
ておきまして、残念ながら必ずしも学
者の良心によつて権威を持つて発言を
しておると思へないような場合が時に
はあります。つまり御用学者
という、学者といつたしましてはきわめ
て恥ずかしい態度ではないかと疑われ
る発言がしばしば目につくのでありま
す。学者にいろいろ御尽力いただきま
すことは、これはいよいよ御用学者に
なつていただくためのものではないの

であります。あくまでも国民の真実の
福祉のために、正しい十分な学問的な
裏づけのあります御意見を承りたい
ということでありまして、その上で御
奉仕をお願いいたしておるわけであり
ます。しかし、従来どうも見ておりま
すと、厚生省のほうの研究費の補助と
いふようなところと学者諸君が結びつ
きまして、ともすれば厚生省の言ひわ
けをするような御用学者的な発言では
ないかと疑われるようなことが時にな
きにしてもあらずであつたわけでありま
す。私は、今回の機関におきまして
も、いま官房長のおつしやいましたそ
のところを貫いてもらいたいと思つて
おります。それは政府側でいろいろ立案なき
しても、あるいはどこが立案なきいま
しても、われわれ野党側が国民の立場
に立つてきびしい批判をいたしますと
きは、しばしばそれが間違つておる
と思はれることもなきにしてもあらず
であります。したがつて、この研究
所ができませんならば、この研究所を真
に権威あるものとするために、独立性
を持たせ、中立性を持たせるといふこ
とはこれはきわめて必要なことであ
ります。いづれにいたしましても、補助
金といふような形でまいりますと、今
日の官僚機構といふものの弊害がしば
しばそういうところにあつて、ど
うも厚生省の役人の言ひを聞か
ない、逆に都合の悪いことを言ひとい
ふようなことであれば、補助金を必ずし
も出さぬ。政府の悪口を言ひようなこ
とになりますれば、大蔵省は金を出す
ことを上のほうでとめるというよう
なこともあるのではないかと思つてあ
ります。これは先年の厚生白書で、日
本の社会保障制度を批判いたしました

ような記事が載りました。これに対し
まして閣議で問題にしたということ
私どもは耳にし、新聞で見たのであり
ます。しかし、なるほど内閣というも
の、政府というものは統一されておら
なければなりませんから、そういう立
場もわからぬではありませぬけれど
も、しかしながら、やはりあるがまま
に客観的に事実をえぐつていくところ
にそれが満たされてまいる、言ひかえ
れば、直ちにそれが国民の福祉となつ
ていくということができるのでありま
して、やはり政府官公機関でありま
しても、えぐるところはえぐるべきであ
る。それに対してくさいものにふたを
するような態度は政治家としてはな
すべきではない。みずからのやつた政治
でも、悪いところは悪いでえぐつても
らう、そしてみずからの欠陥をそこ
で補つていくという態度をとらなければ
ならぬわけでありまして、したがつて
て、私はこの法案を見ておきまして、
第十二条で国会議員が役員に就任する
ことを禁止しております。これは確
かに一面においてはなるほどとなすけ
るのである。同時に、一面におきま
しては、こういうことによつて野党的な
発言を封ずる、研究所の政府の政策に
対しまして、野党的な厳肅な、きびし
くその欠陥を批判し、えぐつていくこ
とを封ずるといふようなこともまた起
こつてくるのである。でありますか
ら、この第十二条の国会議員の役員就
任を禁止するということも、一面には
よくわかりませんが、同時にまた、その
半面の欠陥である御用学者の輩になる
というおそれもないではないと思つて
あります。そこらの点を一体どうい
うようにお考へになつておるか、これ

はまず根本的な大方針の問題であり
ますから、大臣のお気持ちを伺いた
いでありませぬ。
○小林国務大臣 これはお話のとおり
でございます。さような趣旨で運営
もしなければならぬと思つて、またた
だいまの御意見は今後の組織ある運営
の面において十分反省の資料になる、
かように考へております。
○長谷川(保)委員 もう一つ、私がこ
の法案を読んでまいりまして、奇異に
感じますものがあります。それは第
三十一條の罰則であります。「研究所
の役員又は職員が、その職務に關し
て、わいろを受受し、又はこれを要求
し、若しくは約束したときは、三年以
下の懲役に処する。以下なかなかきび
しいことが二項、三項と書いて
ございませぬ。さらに三十二條、贈
つた者に対するきびしい刑罰、三十三
條等々のものがございませぬ。一体この
研究所でわいろを取り、わいろを贈
るというふうなことがどういふ場面で予
想されるのであるか。普通のことであ
れば、刑法で済むではないか。それな
のに特にこの研究所においてわいろを
取受する、あるいは贈わいをするこ
とについてこれほどきびしい規定をこ
に置かれたのはいかなる理由である
か、そういう危険性があるものを研究
所で予想しているものであるかどう
か。普通の場合であれば、贈収わいの刑
法の規定で済むのではないかといいよ
うに思つております。どういふこと
であるか、私に理解できないので、御
説明をいただきたいのであります。
○伊藤説明員 お答え申し上げます。
実際の適用といたしましては、ほと
んど予想することができないと思いま

すが、かりにそういうケースを考えるといたしますと、国庫の補助金が少額といえども出ておるわけでございますので、その使用に際して、たとえば器具を買うという際に、リベートを取るというようなケースがあり得るわけでございます。そこで、たとえば特殊法人につきましては、法律で適用規定がない限り、刑法はそのまま適用にはならないのでありまして、そこで他の研究所においては刑法その他の罰則の適用については公務員と見なすという規定を設けておるわけでございます。これはいささか広い点もあるということですが、この研究所では範囲を制限いたしまして、この三十一條の關係、金銭の使用につきましての不正の場合だけを公務員と同じように取り扱う、こういうことにしたわけであります。

○長谷川保委員 もしこの社会保障研究所というものを真に權威あるものとしていこうといたしますならば、やはり權威のある学者を所長なり理事なり研究員なりに置かなければならぬと思ひます。その日本の權威ある学者をここに招きいたしますのに、こういうようなわいろの罰則規定をここに置くことは、どうも私は不適當ではないか、權威ある学者の自尊心を傷つけはしないかというのを思うのであります。もちろん国の財産を使うことでありますし、すべてにおいて網紀はきわめて肅正されなければならぬことは当然であります。しかし同時に權威ある学者の自尊心に対して、これほどのことを書いておる場合に悪い影響があるのではなからうかというようにも思われるのであります。あくまでも網紀を肅正した立場においてやっていたら

くことは当然であります。そのような考えがするので何ったのであります。が、むしろ私個人の考え方を申しますれば、国会議員として考えますれば、こういうようなきびしいものは要らないのではないかとこのように思ひます。

それでは時間もないことではありますし、滝井委員もおいでになつておりますので、私は先ほども申しましたように、同僚諸君とともに、このような予算ではだめだ、このような予算は芽として承認するけれども、このような大きな予算と大きな機構、そしていま官房長がお話しになりましたような、この研究所を日本の社会保障推進の最も堅固なる足場とするために、これを權威あるものとして今後発展させていられることを希望し、ことに所長の任命その他につきまして厚生大臣がこれをするようになっておりますから、厚生省が要らざる差し出がまじきことをしないで、真に日本の權威ある学者の研究の成果が客観的にここに置いて出され、そして日本の社会保障制度が発展し、すみやかに欧米的な水準にまで達し、日本の国民の福祉のために役立つんことを心から念願をして、私の質問を終わります。

○田口委員 滝井君。
○滝井委員 先日小山さんの名答弁が行なわれてる最中に、小沢君のアイソワントが入つたために、頭の回転がどうもうまくいかなかったもので、中断をいたしましたわけですが、社会保障研究所の基礎的な研究課題と医療費基本問題研究員制度の關係について質問中だったわけですが、同時にそのことは同じ

く三千三百九十万円を三十九年度に投じております厚生科学研究費との関連にも交錯を及ぼしてまいりますので、もう一回ごめんどうでしようけれども、小山さんの意見を、少し重複するところが出てきてもやむを得ません。問題の質疑の進行をうまくやるために御説明願いたいと思つたので。

まず医療費基本問題研究員というのは、われわれの聞いたところでは、当初七人任命されることになつておつたわけですが、ところが先日の御説明では、これが最後に任命をされた慶応大学の外山氏を加えて六人のようにあるわけですが、これは昨年の夏に発足をしておつたかやがて夏も参ろうとして居るので、一年になんなんとするわけですが、これはこのままもう六人でずつといくわけですか。

○小山政府委員 その点はまだ断定的に申し上げることができない問題が若干残つておりますが、結論を申し上げます。いささつを申し上げると、こういうことでございます。当初私も七人を予定しておつたわけでありまして、主として医学方面の知識を持つて参加をさせていただくという人の人選について、なかなか適當な結論に達せず、結果的には外山教授だけがとりあえず御参加を願つた、こういうことになつたのであります。そういうことで、発足をいたしましたときに研究員全員とお話をいたしました結果、こういうふうなことになつたのであります。われわれが研究を続けていく上において、あるいはもう少し人をふやしてほしいということを言わなくてはならぬという

ような場合があるかもしれないけれども、それについては当局側としては必ず用意があるかという話があつたのであります。これについては、われわれは一応七人という予定でスタートをしておるけれども、もし研究を進めていく過程においてふやす必要があるというのであれば、十分御要望を考慮して努力をいたします。こういうお話し合いになつておつたのであります。それで、その当時から研究員の方々は、必要があればさらにふやすのだ、こういう前提でいろいろと研究を進めていかれたわけでありまして、いろいろ研究を進めておられますうちに、どうもこういうふうなことにいろいろの研究に取りかかってみると、にわかにはほかの人の参加ということもむずかしいかもしれぬ、こういうふうなことになりまして、ことしの二月末ごろの六人の人々の一応のお話し合いとしては、スタートするときを考えておつた増員の必要があるかもしれぬという考慮の中には、社会科学方面でふやす必要があるということになるかもしらぬというお考えと、医学方面についてふやす必要があるかもしらぬというお考えと、両方あつたけれども、どうやら社会科学の方面においてはもうふやす必要はないと考へていただろう、これは大体高橋教授を中心とした、ほかの五人の方も結論は大体そうつておられます。そこで問題は主として外山教授にまかされて、外山教授が、これからの研究をまとめていく上においてさらにふやす必要があるという判断をしたならば、それを申し出て、当局に考慮をさせるようにしよう、もし外山教授がいまのところはこれでよろしいというのであるならば、

このままではいこうじやないか、大体こういう事情になつております。長々と事情を申し上げましたが、どうやらいまのところ外山教授の気持ちも、できるだけこれは自分一人でやってみたい、こういうふうにお考えになつて居るようでございますので、先生のおっしゃつたことについては、大体これでいくという結論になるだらうと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、結局医療費基本問題研究員のほうは六人でいい、その中で医学の知識のある人は一人である、こういう結論になつたわけですが、そうしますと、この社会保障研究所の、常勤が十二人と非常勤十人、二十二人の研究員の色分けというのは一体どういふようになるのですか。

○梅本政府委員 今後の問題としまして、実際にどういふ色分けにしますかにつきまして、またいろいろ御議論も出るかと思ひますが、一応研究所を構想いたしますに際して、われわれのほうで考えました案といたしましては、経済学、財政学、社会学、統計学、法制といひますか、法律關係、この辺のところを大体二名くらい、あるいは場合によつては、いま申し上げたどれかを一名ふやすという形で、あとは政治、心理、経営、公衆衛生、精神衛生、社会福祉、教育、労働、農村、中小企業、そういうところに配分をしたいというふうな考へておられます。

○滝井委員 そうすると、技術者らしいのは公衆衛生くらいで、あとはないですね。いわゆる自然科学を専攻した人は入らぬわけですね。実はこういうものの考へ方から日本の社会保障が非科学的になりいゆる経済重点になる

の政略は明らかに人間の面度失敗して出している。だから、人つくりを言いつけるために、これからやろうという社会保障研究所が社会科学の研究の人たちだけではいない。悪いのです。現在日本の厚生省の中で一つの大きな欠陥が出ておるのはどういふところかといふと、技術者が厚生省の内部で虐待されておるといふことですよ。そこでは技術者が尊重されていないといふことですよ。そういう形が、厚生行政がいわば浮き上がって、大衆に根をおろさないところなんです。実力大臣ができないところになるのです。建設省を見てごらんさい。建設省は河野さんという実力大臣が来るが、同時にそれをささえる役所というものは技術官と社会科学をやっている人たちがこん然一体となつてやっておるでしょう。厚生省はそれがないのです。そうして自然科学の人を必要とするところの局長に、たとえば薬務局長に、かつて戦争中は御存じのとおり薬剤師がなつておつた、ところがいまは法科出がなつておる、こういう形になっておるでしょう。そうして医務局長なりあるいは公衆衛生局長が、どこか年金局長をやるかという、絶対にやらせないでしよう。こういうところに問題があるのです。この頭の入れかえを、洗脳をやらなければだめなんです。これをやらないと、ほんとうに大衆の中に根をおろした科学的な社会保障制度の確立というものはできないのですよ。こういうところに問題があるのです。医療費基本問題にそれがあらわれておる。そしてまた社会保障研究所にそれがあらわ

れておるとしておるのです。だからこれは、私はいまから言質をもらいたいのです。少なくとも自然科学をやる人を三人くらいは入れなければいけません。それは常勤十二人なら少なくともそのうち四人やそこらは自然科学をした人を入れなければならぬ。非常勤だって同じです。十人の中には二人や三人入れなければいけません。ところがいま言ったように、公衆衛生と、まあ幾分ニュアンスがあるとすれば心理学くらいで、あとはみんな経済、財政といふ、日本の社会保障をどういふふうにするにばかり見ていくから問題があるのです。経済企画庁をどういふふうにする。優秀な人はみんな工科出なんです。前の経済企画庁の大來君あたりにしても、それから大來君の前の、何と言つたか、死んだ人がおられますが、優秀な人で、そういう点では、たとえば総評を見てごらんさい。太田議長なんといふのはこれは法科出ではないでしょう。やはりそういう人を何人か加えておくことは必要なんです。こういう配慮があなた方にはまったく欠けておるのです。だから、技術科の問題を論議するときに、有澤さんの出した答申を見ると、ちつとも技術科のことは出さないで抽象的なことしか出さないでしょう。現実を知らないから抽象的なことしか出し切らぬのですよ。失礼な言い分だけれども、具体的な答申を出してくださいと頼んでおるのに、抽象的なものしか出さない。抽象的なものを出したときには、今度一体だれがやるかという、あなたたちががっかりなことをやってしまうのです。いわばこういうところから出てくる研究の成果なり答申といふものは隠れみのなん

です。こういうところに鑑問をいたしましたといふことで、いわゆるビュートークラシーが支配しておる、政党政治といふものが影もないという形になっておるんじゃないですか。そういうところが問題なんです。だからきょうは私は、この十二人と十人の中に何人自然科学の人を入れるかといふことです。これをひとつはつきりしてもらいたい。

○梅本政府委員 自然科学と社会科学の系統の問題でございすが、現在の経済学におきましても、計量経済学その他近代経済学のようにほとんど数理計算によつて検討していただくという経済学もございします。その意味におきまして、われわれのほうで考えておられますのは、こういう根本の問題につきまして御研究願う場合に、いろいろな問題を計量化するという問題につきまして、特別な方程式による技術も要りますので、たとえば経済学におきましても、近代経済学の専門家を予定するというふうな形で、心理学あるいは社会学、そういうふうなウェイト、それから先ほどの公衆衛生、それから教育専門家、そういうふうなことで、できるだけ総合的な、いわゆる広い分野の学者の御参加を願つて、総合的に検討していただきたいといふことでございします。先生のおっしゃいました御趣旨も十分含めまして、今後検討してまいります。

○滝井委員 二十二人中に常勤が十人と非常勤が十人おりますが、何人入れますかと言つておる。これは何人入れますと言つたからといって、そのおりにやれというふうなやばなことを私は言つつもりはないのです。しか

し、こういう研究所をつくるからには、初めからおおよその構成くらいはここで説明できぬようなことでは困るわけですよ。いま言ったように、七人置くといつておつて、小山さんのところではたった一人公衆衛生学者を入れていって、医学の実験家を入れていないのです。医療費の基本問題を研究するのに、現実の医学の臨床家を入れていって、財政学者、経済学者、それでできるのですか。できないじゃないですか。以前も続けておるでしょう。まだおさまらぬじゃないですか。だからおおよそ何人入れますかと言つておるのです。それをひとつ御答弁願ひたい。

○梅本政府委員 今後任命されます所長その他いろいろの御相談もあらうと思ひますが、われわれの案としましては、三分一程度自然科学系統の学者がお入りになることと考えております。

○滝井委員 そういふふうにはつきり言つたらわかるわけですよ。そうすると、二十二人中から、七人か八人程度入れることになるわけですね。

○梅本政府委員 ただいまの御質問が常勤十二名のうちといふふうにおつしやいましたので、常勤だけで御答弁申し上げたのですが……

○滝井委員 そうすると、非常勤は入らぬといふことなんですか。

○梅本政府委員 非常勤関係につきましては、われわれのほうでいたしましたも、非常勤という制度を設けました趣旨からしまして、あまり固定的に考へておりません。やはりそのときのテーマによりまして、弾力的にそれぞ

れぞれの学者に来ていただくといふことを予想しておりますので、いま恒久的に非常勤何名のうち何名、あるいは三分の一は必ず自然科学者といふふうにご定するのはどうかと思ひます。その点御了承願ひたいと思ひます。

○滝井委員 とにかく非常勤の中にも入るわけでしょう。一人も入らぬなんというばかなことではないわけでしょう。だからそういう点がもう少し非常勤なんです。二年くらいやつてもいいわけなんです。また交代をしてもいいわけなんです。三分の一くらいおらなければ話にならないですよ。あなたの方のそういう法科的なもの、法制的なものを見る考え方がだめなんです。だから日本人は法匪だと言つておるでしょう。だからもう少し太っ腹で、弾力的に人を使つたらいいですよ。近代経済学は数学が必要なんです。自然科学者だつて勉強させたらできるのです。滝井委員があなたの方と同等に質疑できるのと同じですよ。医学をやつてもできるのです。勉強さえしてもらえばできるのです。医学を出たから、工科を出たから、あるいは文学部を出たからといつて、そんなに役所で差別待遇をしてはいかぬ。研究所でも同じですよ。優秀な人で適当な人がいたら入つてもらつたらいい。そのためには、やはり三分の一くらいはそういうものをとりましますよといふことで、さがしてみていなかったら四分の一でも、五分の一でもけっこうです。しかしまずそのくらい腹がまえでやらなければ、こういうところには入らぬといふことです。これは非常勤もそのくらいとれますね。

○梅本政府委員 先ほど申し上げましたように、この研究所は、われわれといたしまして、先ほど長谷川先生も申されましたように、今後予算を増額し、規模を大きくして、恒久的なものにしていきたいという意気込みでありますので、やはり最初からテーマがきまっていますので、ごさいませぬ。テーマは大きな問題とはいいながら、年金の問題とかあるいは医療保障の問題というふうに大きく動いてくるだろうと思っております。その辺弾力的に運営をしていくという趣旨から申しまして、おおむね三分の一程度ということ、やはりそのときのテーマに応じて、おっしゃる様に弾力的に非常勤の制度その他を活用してまいりたいと考えております。

○滝井委員 非常勤も三分の一程度だということから、それでけっこうです。そうしますと、小山さんのほうにある医療費基本問題研究員というのは、大体この前の御説明では、非常に長期の医療の需要供給の調整等をおやりになる。同時にいままで研究されていらない医療費のマネーフロー、経済全体の循環の中における医療費、被保険者の負担が一体どういふふうに流れているかというふうな研究もやる。これは非常に基礎的な長期の研究です。そうしますと、先日小山さんの御答弁では、医療費基本問題研究員制度というのは、来年の三月ごろになったら、一応自分としては打ち切りたい、その後どうするかというところは、将来の問題として考えるけれども、いまのところ長期的にやることは一応困難だろうという御答弁があったわけですから、来年の三月までの間に

あわててちゃんとした結論を出してもらっても、かえって御迷惑になるわけですから。そこであなたのほうにこれをいまから吸収して——本来西村さんのおつくりになったものは、臨時医療報酬の調査会の肩がわりとしてできたということが言われているわけですから、そうすると、これは保険局の所管でなくて、本来は内閣の所管に置くべきものであった。それをとりあえずいま小山さんの所管にたぶんなっていると思えますが、そこでこれを吸収して、あなたのほうに持つていって、そうして御存じのとおり社会保障の基礎的な研究をやるのですが、しかも長期の観点でやりになるのだから、来年は一億くらい予算を取ると、こう大臣も言っているわけですから、そこでこれをやはり一本に吸収して、ゆっくりりっぱな成果を出すようにしてもらおう、そしてできれば欠陥なきを期す、全きなものにしていくという趣旨で一本にすべきだと思ふ。同じようなことがあちこちからで、厚生省内部で研究されるということでは、出た結論がいろいろまちまちだと、あなた方も困るし、われわれも幻惑され、迷わされて困るわけですから。これをひとつ一本にして、研究はおやりになっていこうですから、やからあなたのほうに移してやっていたらどうか。これは小山さんでなくて、こちらのほうの意見を求めているのです。いわゆる悍馬みたいなばかりに張り切っておりませぬけれども、こっちに聞く必要はないわけですから。

○梅本政府委員 再三申し上げましたように、この研究所におきましては、基礎的な、総合的な学問的研究をやるといふことが中心でございまして、これが行政に生かされるのは制度化されるということにつきましては、社会保障制度審議会もございまして、おの厚生省内の各局に持つておられます審議会もございまして、審議会で御検討願つて、そしてわれわれのほうでそれをどう予算化し法律化するかどうかということにつきましては、また別の観点で検討するという手続で、この研究所を構想いたしております。そういう意味からいまして、この基本問題研究員の設置との関係でございませぬけれども、一応理論的には、これは制度としあるいは行政として生かす場合の観点からいろいろ検討をなされるという制度でございませぬので、この研究所とは必ずしも業務はオーバーラップしないというふうに考えておりますが、ただ、この基本問題研究員は、先ほど保険局長も答えましたように、三月で大体めどがつきますので、それ以後はどうするかという問題につきましては、よく検討し、大臣の御指示も受けまして、はっきりいたしたいというふうに考えております。

○滝井委員 あなたは認識不足だ。基礎的な研究をやることは、医療費基本問題研究員制度と書いてあるように、基本問題を研究するのですよ。しかも基本問題研究員の出た結論は、何もこれはすぐ行政に直結するものではないのです。当然その結論は社会保障制度審議会なり、医療協議会なり、社会保険審議会なりに、これはかけなければならぬわけですから。それがそのまま行政に直結するものではない。それは明らかに高橋長太郎さんもそういうことを言っているのです。それを間違えぬ

ようにしておかぬと、これは出た歴史的な経過をわれわれは知っているのだから、それはそのまますぐにイコール保険局の行政なり医務局の行政になるものではない、基本問題を研究するので、いま言ったように、まだ日本に研究のない医療費のマネーフローについて研究する。マネーフローというのは一体何だという人がおつた。そういうわれわれの知らないようなことを研究するのですから、これは基本問題なことでも研究されていないのですから、あなたのとこがじっくり研究して、ちつとも差しかかえない。いまわざわざ小山さんのところに置いておく必要はないわけですから。あなたのとこに移して、こうなんですか。だから、こういう制度ができるのですから、厚生省のものもろものを集めてこれを強化していくということも必要なんです。そうばらばらで、あちこちでちやちやな研究をやらせる必要はない。こういう特殊法人ができるのですから、ここでひとつやたらいいのです。

○梅本政府委員 先ほどお話の中に申した医療費のマネーフローの問題につきまして、先日保険局長からお答え申し上げましたのは、われわれこの医療費基本問題研究員でいろいろ研究をお願いする際に、もう少しグルントの問題として医療費のマネーフローのよなもの研究があれば非常によかったです。ではないか、今後研究所というものができた場合には、医療費研究の立場からいえば、できるだけ早くこの研究所において基礎的な問題であるマネーフローの問題を研究していただくことが非常に研究しやすいということ

申し上げましたので、この研究員がマネーフローを研究することではございませぬ、そういう研究が欠けておるので、研究所ができれば第一に医療費の観点から取り上げてもらいたいのはマネーフロー、そういうグルントの問題がほしい、こういうことではございまして、そういう観点から、研究所では、そういう医療費の問題で御要望があれば、マネーフローという問題がおそらく第一のテーマになるだろうというふうな考えです。

○滝井委員 そのほしいマネーフローの問題を第一の研究のテーマにするのですから、したがってそれがわからなければ医療の需給の長期の調整というものはないか、かまうまいか、いけません。したがって、その需給の調整の研究をする人もあなたのとこに持つてきて、マネーフローの研究と一緒にやれば、多々ますますおつた、一そういいわけですから。それを何も遠くのほうに離しておく必要はない。しかも、そういう結論が出たときに、保険局では療養担当者の団体その他とけんかをやっているところから、なかなかあいの悪いところもある。それはあなた方の心子知らずだ。そこで、あなたの方の官房というところは比較的中立のところですから。そこでおやりになったほうがいいですよ、ということを加味して、一そんなことを言わなくても、また言いたくなかったのだけれども、それを考えて言っているわけですから。そのほうがもっと研究の成果がうまくいきますよというところを言っているわけですから。どうして私はそういうことを言うかというところ、小山さんにお尋ねしますが、医療費の基本問題研究連絡会というの

五

が厚生省にありますか。

○小山政府委員 事務次官を中心にしてそういうものをつくっております。

○滝井委員 それは何をするとおっしゃるか。

○小山政府委員 医療費の基本問題について研究してもらいたいような事項としてどういふものがあるかというようにおっしゃるについて、お互いの各局の意見を調整する仕組みとしてそういうものができております。

○滝井委員 そうしますと、六人の委員はそれぞれ研究するテーマをやって、話し合っていたわけでしょうか。

○小山政府委員 基本問題研究連絡会議というものができてきたわけですね。そして、どういふものを研究してもらいたいのかということになれば、これは独立して自由に研究することはできない。あなたの方に締めつけられる可能性があるわけですね。

もう一つ、医療費の基本問題研究班というのがありますね。これはどういふものですか。

○小山政府委員 前段の点については、私がたまたま研究員の人たちとの接触の窓口になっておるわけでありまして、しかし、私は持っている仕事に限られておりますけれども、誤りなく厚生省全体としての考えを伝えるというところが非常に必要でありますので、そこで事務次官を中心として関係局長が全部入って、伝えられていく意見の内容、考え方というものに間違いのないようにする、こういう趣旨でやっているわけでございます。

それから研究班というのは、この医療費基本問題研究員の人々がいろいろ

の研究を進めていく上にああいう資料を集めてほしいとか、こういうような資料はないかさがしてほしいとか、こういうような要望をいろいろされるわけでありまして、そういうようなものを受け取る受け口として便宜つくっている仕組みでございます。

○滝井委員 そうすると、その班長はあなたですか。

○小山政府委員 さようでございませぬ。

○滝井委員 いまお聞きのように、結局医療費の基本問題研究員をやるといっても、まず第一に大きな班長がらめはというものでしたかというところ、医療費の基本研究連絡会議という事務次官がその長になってやるわけですね。そうして、さらに今度は班長が班長になるわけでしょうか。そうすると、何とすることはできない。学者の諸先生方はどこかへいってしまふんですよ。一体どこで力を発揮しますか、そんなことになってしまふたら、そんなものは何かうまいことを言つて、医療費の基本問題研究員というものをくつて医療費算定のルールを公平にくるのだと言つておられるけれども、その内輪を私はちっとも知らなかった。ここではこんな説明はちっともなかった。公正妥当なものをつくって個人個人に研究してもらおうのだとうまいことを言つていたけれども、なに、これじゃ個人個人をみながんじがらめだ、これじゃだめなものです。だから私は、いまこれをこっちに移すべきだ、こういうことを主張するのです。それも、これは説明を何も受けぬもので、雑誌を

読んでおつたらこんなものが出てきた。あらうと思つて見るとそういうものなわけです。こういうことはいまの協議会でも同じ。小山さんが出ていって、そのうして主導してしまふ。資料はみな自分のところが提出する。そうすると、今度算定のルールをつくるというふうなものも、やはり同じようにこれに手かせ足かせをはめてしまつていふことでは、話にならぬわけですよ。率直に言つて、そういうもので厚生省におけるビュロークラシーが行なわれる姿、しかも、効果的な事務的な経済的な観点で、あなたの好きな、よく言う人間疎外の行政ですよ、これは、こういう形になっていふのですよ。私はこういう形を容見したので、あなたのために移しなさいというのはこのためなんです。どうですか、私はこれはきょうぜひ移してもらいたいと思つて政務次官どうですか。これはいまのうちに医療費の算定のルールをつくりますと、しろうとが聞いておつたら、ぼくのほうが正しいと思つて見ると、ぼんなさい。納得がいくはずですよ。

○小山政府委員 学問的な研究に私どもが制約を加えていふというふうな事実は全然ございませぬ。それは先生の独断でございます。

それから私は、いまのような研究を将来ともいまのような仕組みでやっていきたいというのを一度も申し上げておらぬのであります。現在研究をしている研究員の人々がとにかく来年の三月にケリをつける、こう言つておられるから、われわれもそれでケリをつけてください、それから先のこととどうするかというお話でございますと、それは私どもが特に続けてやらなければ

ばならぬとは考えておりませぬということだけを申し上げたのであります。

○滝井委員 言ひわけはどうでもいいのです。客観的な情勢はそうなるのであります。第一、事務次官を中心とする連絡会議などいふ必要がありません。でも、その下にあなたが班長になる。そんなことなら、こういう大事なルールをつくるのですから、疑われたいかぬわけですよ。昔からあるでしょう、アンズの木の下に行つたら冠を正しなさんな、キュウリの畑に入つて靴のひもを締めたらどろぼうと疑われますよ。こういうことが昔からあるのだ。――アンズでもスモモでも桃でも同じですが、あるのだから、そういういままでの大事なることを、あなたのような優秀な役人が入つていくと、あなたに引きずられるおそれが出てくる。疑われることをやめてはいかぬ。それを言つておられる。これがうまくいくためには疑われないようにしたほうがいいのですよ。こういうことなんです。

したがって、あなたもここはあつさりひとつ七人委員会をこちに移してやつてみよう、移してやつてみたつて何もちつとも差しかえないじゃないか。研究をやめるといふところに行つても金のふんだんにあるところに行つても長期の展望で、マネーフローの研究も同時にやれるところに行くのですから、もつと親密になつていいはずですよ。こういうふうによつぱり国民の税金というものは合理的に使わなければいかぬわけですよ。あつちこつちで何が何やらわからないような研究、そんなものをおあなた方がおやりになるのならばつくらないほうがいい。疑われぬだけ

得なんですよ。そしてみずからやつたほうがいい。みずからできないとすれば学者先生におまかせをして新しくできた研究所に移しましょう、こういうあつさりした気持ちになるほうがいいですよ。だから、見解の相違だといふことになれば、われわれは結局この法案をおあなた方が言うまで通さぬといふこと以外にはない。われわれ野党といふものは、いつも言うように、自分の主張を通そうとすれば、法案にひっかけるしか手がありません。定足をやつたり大臣の出席をやつたり、質問で強硬な意見を吐いたりする以外に方法はな、あなた方はかつてにやつてしまふのだから。私はこういうものがあつたといふことを不勉強で残念ながらもいままで知らなかった。あなた方も一回もこういふものをここで説明しなかつた。この前から言つていふように、厚生科学研究費のほうでも類似の研究をやるわけですよ。そしてまた医療費基本問題でもやるというところはむだですよ。一本に集約をして、厚生省の中でも中立的な立場にある官房でやる。そして出た成果をおあなた方のほうにいたたく。これだつたら、あなたの立場も非常によくなるのですよ。だから私はちつとも無理を言つていふとは思わぬ。研究をやめるとかあなたといふなら無理でしょうけれども、そうじゃやしない。大いにやつてください、やりやすいようにしてやつてください、こういうことなんです。手かせ足かせはやめてください、こういうことなんです。

○砂原政府委員 滝井先生も御承知のように、医療費基本問題研究員の問題は明年の三月で期限が一応切れるわけ

です。それから社会保険研究所の法案は皆さんの御議決をいただきましたらこれは明年の一月から実施をいたすのでございます。したがってこの問題は滝井先生の御心配の点はもう解消すると思うのでございます。御理解をいただきますかと思っております。

○滝井委員 私はいま言ったように、小山さんのところでやっているとわれわれが見てもなかなか疑わなければならぬようなことがあるわけですね。それは、本部長か何か知らぬけれども、次官が頭において、そうして班長に小山さんがなつてやるといふことなら、自分のところでその学者の意見を聞きながらおやりになつたらいい。ところが主体は学者に置くようなふりをしておいて実質は自分のところでやっていると形がいかにぬけています。そういう羊頭を掲げて狗肉を売るような行政をやることが疑いを持たれるのですよ、こういう忠告をしておるんだからすなおに聞いてもらいたいと思つて、われわれもこれを知らなかつた。これを見てあらつと思つた、これはおかし、こう思つたのです。

次は、税金のことです。この前から残つておるところだけやるわけですが、今度のこの社会保険研究所で出版その他をやるわけですね。そうしますと、すでにこれと同じような特殊法人が、たとえば、いま商工委員会にかかつてあるアジア経済研究所、それから日本労働協会、国民生活研究所というふうなものがあるわけですね。そしてこれらのものは、この法律を見ますと二十二条に「経営上利益を生じたとき」ということがあつて、やはり収益事業をやるといふニュアンスのある条

文が出ておるわけですね。厚生省のほうは、そういうことはありませんという意味の答弁をしておるわけですね。ところが法人税法の一部改正や地方税法の一部改正で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては課税をしないことになつておるわけですね。そこでこの特殊法人で一体国税庁のほうで税金を取つておる特殊法人がありとすればそれは一体いかなる収益行為に対して税金を取つておるのかということが一つです。

それからこの社会保険研究所がもし課税をされるというふうな場合はどういふ場合が一体課税されるのでしょうか、このことは第一点の特殊法人の課税の姿を見ればわかると思つて、けれども、この二点について御説明願ひたいと思つておる。

○山下説明員 たいま御指摘の点につきましては、社会保険研究所はこのたびの法律改正によりまして法人税法の五条法人、たゞいまお話がございまして、たゞよにその収益事業がございすればその収益事業については特別税として課税されることになっておる。収益事業の範囲につきましては法人税法の施行規則に定めておりますが、予想されることはその出版等がございした場合に、その出版物を一般に分けるというふうな場合に該当する場合はあるか、ただ実際問題として、収益が出るか出ないかは別問題でございまして、たゞまといはしましては、そうした場合に収益事業と見られる面が出てくるのではないかと、かように考えております。

○滝井委員 そうしますと、過去においてすでに先輩格の特殊法人があるん

です。日本原子力研究所とか日本労働協会、労働協会あたりはずいぶん出版物をたくさん出しておるわけですね。だからそういうところが出版その他をやればこれは明らかに収益事業の形になるわけですね、それらものは何らかの形で税金を取られておるのか、こういうことなんですか。取つておればどういふ行為に対して課税をしておるか、それを御説明願ひたい。

○山下説明員 ちょっと法人税法の点について申し上げますと、法人税法の特例法人のうちには、いま申しました五条法人のように、収益事業を営むと、その収益事業については課税される法人と、もう一つ全然課税の対象にならない法人と、二つあるわけがございまして、それが法人税法四条に定めておる法人でございまして、この社会保険研究所は五条法人、つまり収益事業に課税される。先生たいま御指摘の日本労働協会は四条法人と申しまして、非課税法人でございまして、これは全然非課税になるといふところで、そういう違いがございまして。

○滝井委員 そうしますと、厚生省にお尋ねしますが、これは労働省のほうに知恵が多かつたわけですね、どうして労働省と同じような四条法人になつたのですか。

○山下説明員 その点は私のほうからお答え申し上げます。四条法人にするか五条法人にするかにつきましては、その法人の性格等をいろいろ勘案いたしまして定めておる。四条法人は、国の機関であるとか、公庫、公団というふうなものでございまして、日本労働協会は全額政府出資に相なつておる。そのように、国の機関という性格

の非常に濃いものは四条法人にしておる。ところが民法三十四条でいいますいわゆる公益法人、こういうふうなものには五条法人にいたしておる、大体こういうふうな考えでございまして。

○滝井委員 そうしますと、ますます問題がややこしくなつてくるのです。御承知のとおり、社会保険制度審議会は基金をつくつて労働協会と同じように国が出資をするような四条法人の適用のものにしない、こう言つておるわけですね。ところがあなたの方のほうは、そういう基金よりか直接国の補助金をもつたほうがいいのです。これのほうは上手だ、こういうことを説明しておつた。ところが税法上から言つて、今度は四条のほうは上になる。全部非課税だ。労働協会も同じ労働問題の基礎的なものを研究して、同時に出版、情報の提供、資料の収集をやるわけですね。同じことをやるわけでしょう。厚生省は、そういうところは、大蔵省から税金のかかるような五条法人にする、そうしてわれわれの質問に対する説明は、基金よりか補助金のほうがいいのであります、これのほうは上手です、そういう説明をしてい

る。いまのお話では、基金のほうがいいじゃないですか。社会保険制度審議会がわれわれに言つてくれたように、これは基金にしたほうがいい。いわゆる政府出資にしたほうが、四条法人になるというものでいいじゃないですか。そうすると、いままでの説明はみんなうその説明をして、われわれをごまかしておつた。税法上からいつたら逆になるのです。こつちのほうがいいです、補助金のほうがいいですと

説明をしておつた。ところが税金はかからないから、税法上から見て出資のほうがいいことになつた。

○山下説明員 たいまの点、補足させていただきます。私は一つのメルクマールといたしまして、政府出資というふうなことを申ししたわけがございまして、単にそれのみではございませぬ。要件といたしましては、その解散時における帰属の問題、その法人自体の性格の問題を種々勘案いたしまして、国の機関、つまり国が全部出資している機関、あるいは解散の際には国に帰属するというふうなものにつきましては、これは四条法人にいたしておる。五条法人は、それ以外に民法における三十四条の公益法人であるとかいふふうなものについていたしておるというふうな性格の違いがあるわけがございまして、どの法人についてどうするかという点につきましては、一がいには申し上げられない点もござい

が四条、五条の法人を分けることはちよつと納得がいきかねるのですが、それならば、こゝろいう特殊法人をつくらせたら、それについても労働協会と同じように四条の取り扱いにして非課税にしたらどうかという研究は進展するのですよ。

○山下説明員 私の説明が不十分で申しわけございません。日本労働協会のお話が出たものでございますから、対比的に申し上げたのであります。もう一つ、先ほど御指摘のアジア経済研究所というのがございます。アジア経済研究所は五条法人でございます。労働協会とアジア経済研究所との性格の差異については、私この場においてはつきり申し上げられませんが、やはり研究を主とするような場合には、大抵五条法人にいたしております。労働協会には、研究以外に、ある一つの労働問題の特殊な点に関連をしまして、国の機関として、代行として事業をやっておるといふ面があるのではないかと、かように考えております。

○滝井委員 どうもこちらあたりは、私もちよつと研究不足ですけども、やはり官房長、あなたのほうの研究不足ですよ。労働協会が四条法人で非課税になつておるならば、同じ社会労働委員会で審議するのだから、お隣の労働省の研究をせしめて、商工でやるアジア経済研究所——これは経済企画庁です、ね、そういうところのまねをするのではなくて、労働省のことを先にまねしたほうがよかったですよ。これは、渋谷君がおるけれども、労働省の役人のほうがあなたたちよりもちよつと上手だ。(「おい立ちが違う」と呼ぶ者あり)おい立ちが違うと言っている

けれども、もうちよつと研究してやはり非課税にしてみたらなれば、こんな税金がかかるようなことでは、研究所の人たちも薄氷を踏む思いのところがあるのですよ。これはきょう修正するといつたつてぐあいが悪いですか、もうちよつと研究をしてみたらどうせあなた方も今度は出資にしてみたらと言っているのだから、出資になつたならば、これは四条法人にしてもらつて、労働協会と同じように非課税の形をとる、そういうことではないですか。

○梅本政府委員 税法のみからこの法人の性格を云々するということは問題があるかと思ひますが、先生の御趣旨は今後十分に検討したいと思ひます。

○滝井委員 税金がかかるような団体よりからないほうがいいのです。あなたはいらぬ言うけれども、いま私は大蔵省から教えてもらつて、一つえらくなつたと思ふ。きょうは一つ教えてもらつて質問をしたかゝりがあった。これはあなた方も、もうちよつと研究する必要があるのですよ。それからさいぞんの医療費基本問題研究員制度にしても、厚生科学の研究費にしても、それらのものと密接な連携をとつて、できれば将来そういうものは一切がっさいあなたのところの吸収をして、あなたのとこが強靱な社会保障の研究ができる体制を確立して、日本の社会保障の前進のために寄与してもらいたいと思ふ。サイエンスの側の、いわゆる自然科学のほうの人を十分活用して、経済的にばかりものを見る池田内閣の高度成長の失敗をこれからこれで直そう、こういうことなんでしょうから、人

つくりをやるということでしょう。だから人間中心にものを考えて、研究の自由が確立され、研究員が十分研究のできるような運営をしてみたら同時に同時にお願いして、ずいぶん悪たれをつきまされたけれども、質問を終わります。

○田口委員長 他に質疑はございませんか。——なければ、これで本件に対する質疑は終局いたしました。

○田口委員長 ただいま委員長の手元に、井村重雄君、小林進君及び本島百合子君より、社会保障研究所法案に対する修正案が提出されております。

社会保障研究所法案に対する修正案
社会労働研究法案の一部を次のように修正する。
第九條第四項中「所長を通じて」を削る。

○田口委員長 修正案の趣旨の説明を聴取いたします。井村重雄君。
○井村委員 自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案にかかる社会保障研究所法案に対する修正案を提出いたします。

修正案は、お手元に配付してあるとおりであります。その内容は、第九條第四項中「所長を通じて」とあるのを削ることであり、
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○田口委員長 修正案について御発言はありませんか。

○田口委員長 御発言がなければ、これより修正案及び原案について討論を行なうのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

これより、内閣提出の社会保障研究所法案及びこれに対する修正案について、採決に入ります。

○田口委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

○田口委員長 起立総員。よつて、社会保障研究所法案は、井村重雄君外二名提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

社会労働研究所の機能の重要性に鑑み、政府は今後この機関の充実と研究の能率化のために更に行政的、財政的措置につき一段の努力を払うべきである。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田口委員長 本動議について採決いたします。

○田口委員長 起立総員。よつて、本案については、西岡武夫君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付すことに決しました。

し、審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 労働災害の防止に関する法律案について、一時までぐらひ質問させていただきます。きょう一日で終らぬと思ひます。

まず、春闘の非常なクライマックスに達した四月十七日のストを回避するために、池田・太田会談等が行なわれたわけですから、その会談の中において、労働災害を防止するといふ重要な項目が取り上げられたことは、労働大臣御存じのとおりです。それは、昨年以來の三池や鶴見の事故を同時に背景に持つておりました、さらに、最近、五月十一日には、首相官邸で、労働災害防止に關して総評に対し、さきに総評が申し入れておりました項目について、黒金官房長官からの回答等もあつたわけですから、したがって、これらの池田・太田会談なり黒金回答等當然総合をして、労働省としては、頻発する日本、最近は傾向としては減つておりますけれども、数においては依然としてなお相当の数に達しております労働災害防止に対する抜本的な対策、総合対策と申しますか、そういうようなもの、基本的な考え方、あわして、その基本的な考え方に基づいた総合的な労働省としての労働災害防止対策、こういうものをぜひひとつこの機会に労働大臣から、国会を通じて国民に鮮明にしたいだきたいと思ひます。それぞれ総評の代表に話したり、池田総理から太田総評議長に話したりということだけでは、なかなかかわれぬも理解しかねるところがあるから、担当大臣としての大橋労働大臣から、ひとつこの際詳細

に、政府としての所見をお述べいただきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 労働災害の防止につきましては、かねてから労働省といつたしましては、労働行政の中でも最も重要な施策として重点を置いてまいつた次第なのでございます。

御承知のとおり、これにつきましましては、かつて、災害防止五カ年計画なるものを策定いたしました。これに基づきまして、年々対策を講じ、相当な成果をおさめてまいつたのでございませうが、災害の発生率はこの五カ年間に相当な減少を見たにもかかわらず、労働者の急激なる増加がございませう。絶対数においてはなお漸増の方向をたどりつゝあつたわけでございます。したがうございまして、かような労働災害の漸増の傾向を抜本的に阻止いたしまして、先進国にならうございまして減少の方向に向けていくというこのために、さらに今後五カ年の計画を立てまして、それに基づいて昨年労働災害防止に關する法律案を提案いたしました次第なのでございませう。しかしいろいろな事情のために、昨年はこの法案が不成立になりましたが、昨年の秋に至りまして、たゞいま御指摘になりました三池並びに鶴見の当代の二大災害が発生をいたし、産業安全の問題はにわかに国民の注目の的となつたのでございませう。かような情勢下におきましまして、従来からの五カ年計画というワグの中においてのみ施策を考へていくといふことは、周囲の情勢上許されぬことになつたのでございませう。一面、産業界におきましては、労使双方ともこの事件に刺激されまして、産業災害の防止につきましまして、この際抜本的、徹底的な対策を講ずべきであるといふ機運も醸成されてまいりましたので、政府といたしましては現在の災害防止に關する法律案の考え方の基礎になつております五カ年計画といふものを根本的に再検討をいたしたい、このういふふうにお考へてまいつた次第なのでございませう。もちろん災害防止に關する施策につきましましては、労使双方の理解と協力が重要なのでございませうから、労働省といたしましては、労使双方の代表者に対しましては、政府としての所見を説明をいたし、これに対する労使双方の考え方を十分に聴取いたしたのでございませう。幸いに、この際、労働災害については労使双方とも協力を策を立てようといふ話に相なりまして、労働省は、労働災害防止に關する問題点を並びに対策についての一応の考え方を取りまとめました上、中央労働基準審議会に對しまして諮問をいたしましたのでございませう。この中央労働基準審議会におきましては、労働災害防止の問題点と対策といふものにつきましまして、勞、使、公益三者の委員が相寄りまして、慎重に検討をされました結果、五月の二十日に全会一致をもちて答申を行なわれた次第でございませう。労働省といたしましては、この答申に基づきまして、今後の施策を進めてまいりたい、かように考へておる次第でございませうが、これらの答申の中におきましても、労働災害の防止に關する法律案といふものは依然として存在の意義がある次第なのでございませう。さきに提案いたしましたのでございませう。法律案のすみやかなる成立を期待いたしておる次第なのでございませう。

なお、この五月二十日の答申に盛り込んでおります労働災害防止につきましましての答申は、政府の考へております各般の施策を網羅いたしましたのでございませう。いづれも重要な事項でございませうから、これが実現にあたりましては、今後なおさらに基準審議会におきまして細目の検討を必要とした部分もございませう。またそれが実施につきましましては、将来予算措置、立法措置等を必要としたものもございませうが、これは逐次検討の進むに従つて実施をいたすように心がけてまいりたいと思つておるのでございませう。つきましましては、その内容に關しまして政府委員から詳細御説明をいたしたいと存じます。

○村上(茂)政府委員 ただいま大臣から申し上げました労働災害防止に關する対策の内容は、きわめて広範多岐にわたつておるのでございませうが、かいつまんで申し上げます。

まず第一は、人命尊重觀念の高揚といふ問題でございませう。この点につきましましては義務教育、職業教育課程における安全教育という点につきましまして各般の配慮をする必要がある。労働省といたしましては、産業安全、労働衛生両研究所等を通じて教育すべき内容を具体化し、文部省、教育機関と連絡を密にいたしましてこれを具体化するといふ考へ方が示されておるのでございませう。また安全意識高揚のためには、現在すでに実施されておりますが、全国安全週間、全国労働衛生週間の行事につきましても、国民的立場からさらに効果的に実施されますようといふことも、また国民的な安全運動推進の機関を設けたいと思ひます。

で設置されておるのでございませうが、この運用につきましてもさらにいふやうな効果のあるような配慮をする必要があると思ひますが、この点につきましても、答申では的確なる御指摘がございませうので、今後労働省といたしましては、これらの国民運動の展開につきましても鋭意努力したいと思つておるのでございませう。

また安全意識の高揚のためには、労働者が就職する際における教育活動、特に集団就職などにおきまされる際の安全教育についても指摘を受けておると思ひます。さらに職業訓練所等におきまされる公共職業訓練、事業内職業訓練の実施におきましても、安全教育につきましまして格段の配慮をなすようにといふ指摘があるものでございませう。

以上申し上げました点が人命尊重觀念の高揚といふ観点から示された内容でございませうが、これらにつきましても今後鋭意努力したいと思つておると思ひます。

第二に、産業の体質及び労働市場の改善といふ問題が提起されております。すなわち、わが国産業構造の特殊性といたしまして、大企業と中小企業との関係、元請と下請との関係といつたやうな二重構造に由来するところのいろいろの問題がございませう。単に中小企業ないしは下請企業だけを正すのでは実効を期しづらいといふ問題が多あるわけでありませう。これらの問題の本質的な改善は非常に困難ではありませうが、しかし災害多発業種でございませう。港湾荷役事業と交通運輸事業等につきましましては、すでに関係審議会からの答申もあることとございませうので、これらの産業の体質改善にとらみ

合わせまして、労働面からも実効ある処置をなすべきである、こういう考えが示されておるのでありまして、こういった災害多発業種に対する措置、それから中小企業業種の体質改善につきましても答申でその内容が示されておりまして、その具体化に鋭意努力したいと存じます。

第三の問題点といたしましては、個別企業を越えまして、数企業にわたる阻害原因につきまして、これを排除するようにという御指摘があるのでございます。たとえば機械施設を使用いたします際に、機械施設の製造者がこれを販売するというような過程におきまして、初めからその販売される機械施設に十分な防護施設を備えつけるべきであるという問題は個別企業の立場から解決し得ない問題であります。

また別な問題であります。同一作業現場で数個の請負業者が関連作業を実施するというような場合におきましても、その請負業者のみを規制したのでは十分に効果を發揮し得ないのでございます。そういった個別企業の場合をきめたところの問題点についても、労働基準審議会から問題の指摘がございまして、その対策を示されておるのでございますが、具体的には機械の防護に関する法律を整備すべきである。これにつきましても昨年の六月ILO総会におきまして、機械の防護に関する条約が採択されておるといふような事情もございまして、国内法令をその基準に近づけまして、さらに整備をする必要がある。

在御審議を願っております労働災害の防止に関する法律案にその規制事項がございまして、これは法律案の成立を待ちまして直ちに実施に移していきたいというところでございます。そのような内容が数企業にわたる阻害原因排除という観点から示されておるのでございます。

次に、第四といたしまして、個別企業の場合におきましますところのいろいろの問題がございまして、その企業における労働災害防止活動の促進につきまして安全衛生管理体制の強化、安全衛生教育の徹底、生産設備等の改善、労務管理の適正化といったような個別企業の場合におきましてもなお数々の問題がございまして、これからの問題についての改善策を示されておるのでございます。非常に具体的な内容になっておりますが、省略させていただきますと思っております。

それから第五の問題としては、災害防止行政体制の整備の問題がございまして、これにつきましては労働省の災害防止に当たる行政体制の整備の問題がございまして、機構の問題並びに監督官の増員、専門官の増加といったような問題もございまして、それから審議機関等の整備、これにつきましては総理府に設置されますところの産業災害防止対策審議会の活動を期待するといふような内容も示されておるのでございます。さらには災害防止に関する研究機関、具体的に申し上げますと産業安全研究所、労働衛生研究所等の飛躍的な拡充の問題、あるいは災害発生原因を科学的に究明するための調査機関の設置といったような問題について

も答申をいただいておりますのでございませう。

以上何ぶんにも非常に広範多岐にわたる内容であり、かつこれを具体化したしすためにも、かなりの長期的な年月を要するものと、直ちに実施し得るものといふような内容があるわけでございます。この点につきましては、

先ほど大臣から御答弁がございましたように、個別的事項につきましましては労働基準審議会におきましてさらに細目的な検討をいたしまして、その結論を得次第法令の面におきまして、あるいは行政運用の面におきまして、あるいは予算措置の面におきまして具体化をはかりたいと考えておる次第でございます。

○滝井委員 いまの答申については私たちが労働災害防止上の問題点と対策の案はもつたのですが、答申をもちましておりましたので、答申をあとで資料としてぜひ出していただきたいと思っております。

さいせん大臣の御答弁の中に、この段階になるといままでの労働災害防止の五カ年計画を再検討する必要がある、こういう御説明があったのですが、その五カ年計画の再検討というのはどういふ方向で御検討なさるのか、それをひとつ御説明願いたい。

○村上(茂)政府委員 大臣から御答弁申し上げました産業災害防止五カ年計画は三十六年の実績を基礎にいたしまして、昭和三十八年から昭和四十二年にわたる五年間の災害減少についての計画を定めたものでございまして、この計画は各産業別に災害減少率を定めまして、五カ年間に産業全体としての災

害発生率をおおむね半減させるということを目標にしたものでございまして、しかしながらこの五カ年計画は何ぶんにも各種産業を網羅し、かつ行政機関といたしましては労働省のみならず通産省、運輸省等各省にわたる性質のものであるわけでございますが、この実施にあたりましては、たとえば第一

年でありまして昭和三十八年の実績を見ましても、当初の災害減少目標の、三十八年におきましては死傷年千人率で九〇の目標を設定いたしましたのでござい

ますが、実際にはそれを上回る九・四〇の減少を見たのでございまして、そのような実績をもとにいたしまして昭和三十九年の災害減少目標は九・五〇といふふうにしていただいております。この五カ年計画の実施にあたりまして、そういった過去の実績から率そのものについても絶えず検討を加えていく必要があるであらうと思

ういたします。それから具体的な災害防止対策の内容につきましても、ただいま御審議願っております労働災害の防止に関する法律案が成立した後における諸事情、それから先ほど御説明申し上げました労働災害防止全体に対する諸対策が具体化されるにつれてこの災害防止五カ年計画の具体化の手段につきましても検討を加える必要があるであらうというふうに考えておるわけでございます。そのような点から法案の

成立を待ち、それから労働基準審議会におきまします細目的検討が進むに従いまして、早晩この五カ年計画についての具体的内容を検討するということに相なるうと存じておる次第でございます。

○滝井委員 そうしますと、三十八年度の実績では、年千人率九〇の目標が九・四〇になった、したがって今年は九・五にしておる。同時にこの法律なり、中央労働基準審議会に諮問をして出た答申案なり、さらに中央労働基準審議会が今後具体的ななるものもろるの問題を討議して、その成果を答申をしてくれる、そういうものを基礎にして五カ年計画の再検討をなすおやうでございます。御答弁でございまして、それならば、現在この中央労働基準審議会が具体的な細目について検討していただいているわけで、そうしますと、同時にその過程で、いままでの五カ年計画といふものを当然織り込んで再検討を私はしておるのではないかと思っております。と申しますのは、今度のこの労働

災害防止法の三案を、今度のこの労働災害防止の基本計画といふものを、当然この法律が通れば中央労働基準審議会の意見を聞いて作成することになっておるのです。これは法律が成立しなくても、いまのような災害防止の問題がこれほど国民的な世論になってきておることになれば、当然細目の検討とともに、現在ある三十八年を基礎とした五カ年計画の根本的なやり直しというものを考えることになれば、この法律がでなくても、その基本的な計画は検討されておるのだと思っておりますが、その点はどういふことになって

いますか。

○村上(茂)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、災害防止五カ年計画は、総理府に設置されておりました産業災害防止対策審議会におきまして政府全体の計画を取りまとめたものでございまして、それに従いまして、労働

働、通産、運輸各省はそれぞれの五カ
年計画を策定しておるような次第でござ
います。御承知のように、産業災
害防止対策審議会は現在国会で審議さ
れております総理府設置法の一部改正
法律案におきまして、さらに存続が期
待されておるところでございます。し
たが、産業災害防止対策審議
会といたしまして、政府全体の災害
防止につきましても、政府全体の災害
防止と期待されておる今後も検
討されることといたしましては、災害防止につ
きましては、具体的な内容を盛り込んだ
ところの細目的な五カ年計画をさらに
確立する必要があるわけでございま
す。先ほど申し上げましたように、当
該年度の災害減少目標はそれぞれ示し
ておるのでございますが、すでにあり
ます五カ年計画を基本的に変更するか
どうかという点につきましては、ただ
いま申しました産業災害防止対策審議
会の今後の動向とも関連をいたします
ので、五カ年計画そのものにつきま
しては、まだ具体的な検討をいたして
おりません。

○滝井委員 そうしますと、ちよつと
わからぬようになるのですが、いま内
閣委員会で審議中の総理府設置法の一
部改正法律案の中にその存続を要請し
ている産業災害防止対策審議会は災害
防止行政機構全般についてやるのです
か。中央労働基準審議会が審議をしま
うとする労働災害防止対策を総合的、計
画的にやるというのが中央労働基準審
議会の任務なんですね。そうすると、
片一方は、総理府にあるほうは行政機
構をやつて、こちらは具体的な災害の
防止対策を総合的、基本的にやる、こ
ういうことなんでしょうか。産業災害防止

対策審議会でも総合的なものをやるの
じゃないですか。そこはどういう違い
があるのですか。

○村上(茂)政府委員 産業災害防止対
策審議会におきましては、五カ年計画
の作成自体は義務づけられておらない
のでございます。ただ従来の経過から
申しまして、五カ年計画を策定するこ
とが災害防止上非常に効果的であると
いう見地から事実上作成したものでご
ざいます。しかし現在御審議をわすら
わしております労働災害防止に関する
法律案の中におきます事項、具体的に
申しますと、第三条におきましては、
労働大臣に対しまして、五年ごとに災
害防止に基本となるべき事項を定め
た労働災害防止基本計画を作成する
ことを義務づけておる。そうしてその
作成にあたりましては、中央労働基準
審議会の意見を聞くことを定めておる
のでございます。法律的に五カ年計画
の作成という制度を確立するというこ
とに非常に大きな意義があるかと思
うのであります。しかもこの計画は、
第六条におきまして、「遅滞なく、こ
れを公表しなければならぬ」とされ
ておられて、これを広く一般に周知
いたしまして、計画的に災害対策を進
めるといふことに非常に大きな意味が
あるかと存するのでございます。

○滝井委員 私の言おうとしておるの
は、いまあなたの御答弁では、総理府
の産業災害防止対策審議会がほんとう
は法律的には五カ年計画の作成を義務
づけられていないのだけれども、まあ
便宜的にこゝでつくりました、こうい
う御答弁があったわけですか。ところが
一方、法律的には中央労働基準審議会と
いうのが今度の三条では基本計画をつ

くり、基本計画に基づいた実施計画を
つくるわけなんです。これは何も労働
省所管の産業でなくて、相当広く総合
的、計画的に条文の上ではつくり得る
ことになっておるわけですか。当然これ
は条文が通らなくても国民的な世論と
いうものがこれほど人命尊重、労働災
害防止という観点があるんだから、し
たがって中央労働基準審議会は、大臣
の御答弁にもあつたように、五カ年計
画の再検討というものをやらなければ
ならぬというならば、おやりになつ
ておるでしょうか、私はこう言つてお
るわけですか。そうすると総理府のも
のと二つ五カ年計画ができることになる
のだが、この関係は一体どうなるので
すかというのが私の質問なんです。

○村上(茂)政府委員 産業災害防止対
策審議会におきましては、今後五カ年
計画につきましても、検討を加えられるこ
とと存じます。しかしながらその内容
につきましても、現在の五カ年計画を
見ましても、かなり広範な内容を内容
とし、かつしたががらその示すと
ころの具体的な対策につきましても、こ
うや抽象的にならざるを得ない、こ
ういふ傾向が認められると存じます。労
働大臣が定めます五カ年計画は、政府
全体としての産業災害防止対策審議会
で今後つくるのでございませう五カ
年計画の中におきまして、より具体的
かつ実効性ある内容を盛り込んだ計画と
して策定されることを考えております。

○滝井委員 そうしますと、これは実
施計画になるわけですか、三条でつく
るのは実施計画ではないわけですか。
実施計画をつくることは書いていな
いわけですか、三条では労働災害防止基本
計画をつくる。そうしてその四条で実

施計画になるわけですか。したがって私
の言いたいのは、いまの基準局長さん
のような御答弁になると、内閣の労働
災害防止対策審議会が非常に広範な基
本的なものをつくり、その中から今度
は労働省がさらにその中で労働省の所
管の部分だけの下請の基本計画をつく
り、そうしてさらにその下請の実施計
画というものをつくっていく、こうい
うようないわば実施の段階になると、
三段がまえになってしまふ。この条文
はそういうことじゃないと思うのです
よ。むしろそれは総理府のほうに権限
外のことをやっていると、向
このほうがきわめて抽象的な大ざつ
ぱなもの、大所高所から産業災害防
止対策全体をつくるというのならば話
はわかる。そうしないといふのは屋上屋
になつて意味がないことになる。それ
ならば中央労働基準審議会はそういう
ことをやらなくてもいいのじゃないか
ということになるけれども、しかし基
準法では労働災害の防止ということ
は非常に重要な点ですからね。だから何
か災害が起こつたからといって、あ
らこちらに屋上屋を架するやうなこ
とをすれば、村上基準局長は東奔西走
ちよつとも思考する時間がなくなつて
かえつていい案がでぬことにもなり
かねない。それならばこの際思い切
つて労働災害防止対策審議会というもの
を内閣に一本にしてしまつて、その内
閣でできたものをあたりのほうに実施
官庁となつて、それに基づいた実施計画
というものを労働省が責任を持つてつ
くるという形にしたほうがいいよ
うな感じがするのですよ。何か屋上屋に
なつてちよつとこれは機械的に理解が
できない。やる任務その他も理解がで

きないところがある。
○村上(茂)政府委員 ごもつともな御
指摘でございます。この点につきま
しては、むしろ労働省の作成します五カ
年計画、これが中核になるわけでござ
います。その計画作成及び実施にあ
たりまして、各省にまたがる事項が幾
つか出てこようかと思つたのでありま
す。そういった各省にまたがる事項の
調整という機能も果たしつつ、大局的
見地から産業災害防止対策審議会
五カ年計画をつくるのでございませ
ん。申し上げておるのでございます。こ
れはあくまでも事実上の問題であるわけ
でございます。その点が法律上の責
任なり行政責任の度合いにおいてかな
りの差があるというふうには私どもは感
じているのでございます。なお基本的
には産業災害防止対策審議会におきま
して行なう事務、機能の程度でござい
ますが、やはり各省にまたがりますと
ころの諸問題の調整、それから基本的
には政府全体の立場からの基本的な構
想の確立といったような問題があるわ
けでございますけれども、法律上の責
任の裏づけのある計画の策定、実施計画
の策定及び実施という点につきましては
は、労働省において責任を持つて処理
するということに相なるわけでござい
ます。

○滝井委員 少しわかつたよな感じが
するのです。そうしますと、産業災害
防止対策審議会においては、論議する
中心点というものは労働省の中央労働
基準審議会に諮問をしてつくりだした
産業災害防止の五カ年計画が中核になつ
て議論される。ところが産業災害は通
省産もあれば運輸省もある。したが
つてそれらの各省にまたがる部分を、必ず

しも労働省がゆいところの手の届くように十分意見を尽くしていいおそれもあるし、あるいは非常に出過ぎているところもあるかもしれない。そこで内閣の産業災害防止対策審議会、それらの関係各省の意見の足らぬところを補い、出ているところを調整して全き基本計画をつくる、それを今度はそれぞれ各省が持つて帰り、労働省は労働省の実施計画をそれに基づいてつくるし、運輸省なり通産省はやはりそれぞれ別の部局で実施計画をつくって実行に移していく、こういう理解のかたになるのですか。そういう理解のしかたになるとすれば、筋として私よくわかった。それならば産業災害防止対策審議会の存在の価値はあるし、それから労働省にあっていいと思いません。そうしますと、あなた方と同じ役割を演ずる通産省なり運輸省等の関係各省にも、あなた方と同じような構想がなければならぬわけですか。やはりそれぞれ各省の労働災害防止の五カ年計画というものを、少なくとも通産省なら通産省に関連する部面のある方、五カ年計画にマッチした五カ年計画を持つてきておいてもらわなければならぬわけですか。そうしないと柱をささえる他の柱がないじゃ困るわけですか。したがってたとえばガスですね。最近ではガスの事故というのが非常に多いのですよ。石炭を使わなくなってプロパンガスその他ガスをよけい使うわけですね。これはこの前にこの法案を審議するとき言いましたけれども、ちょうどガスの協会もできています。私ガスのことをここでずっと前にこの法案をやるときに質問をしたことがあるのですが、そうすると、それらのもの

の五カ年計画も、やはりあなた方のほうに集めて調整してもらわなければならぬところになるわけですか。中核になるところですか。中核に含むようなことをしておいてもらっても困るので、そういうところの連絡は当然十分に密にしておやりになっておるだろうと思うのですが、できればあなたの方で、それらの各省のまとまった意見があれば述べたいだきたいし、なければ次回でも、運輸省とか通産省のガスとの関係等、あなた方の五カ年計画にマッチするのをお持ちになっておれば、国鉄なり通産のそれぞれの担当官を呼んでいただいて、ここでやはり意思統一をしておいてもらう必要があるのではないかと感じます。その点はどうなっておるのですか。

○村上茂 政府委員 従来やってきたことと、これから災害対策審議会でのことを期待するという事柄が、ちょっと混同いたしますこととおそれるのでございますが、従来実施いたしておりましたのは現在の五カ年計画ですと、新産業災害防止五カ年計画を災害防止対策審議会が検討いたしました。これをまとめたのでございますが、現行五カ年計画は昭和三十七年十月二十三日、それをさらに閣議にはかりまして閣議了解を得ております。そしてその五カ年計画にのっとりまして、労働省は労働省の五カ年計画、通産、運輸の各省はそれぞれの立場において計画をつくっておるのでございます。したがって調整がされておるのでございます。そういう過去のやり方から見まして、今後産業災害防止対策審議会が存置さ

れますならば、少なくとも従来のようなやり方が踏襲されるであろうということが期待されるわけでありまして、その際に通産省なり運輸省はどのようにして計画を立てるかという問題になるうかと思うのでございます。しかしそれにつきましても現在のところ格別法律上義務づけるといふ体制はないわけでございますから、当面は少なくとも閣議了解という行政内部におきまして、少くとも労働省のみは労働大臣が計画を作成して、実施計画も毎年検討する。しかもそれは公表するということのような、明確な方針によりまして実施に移していきたい、こういう考えをとおしておるわけでございます。

あるわけですか。ここにやはり一つ問題があると思うのです。したがってそういう客観情勢があるので、労働省だけでは鶴見事故等もあって幅が狭い。だからこの際内閣にある労働災害防止対策審議会が新しい観点から、大所高所から産業災害防止の対策をひとつやろう、こういうことだと思っております。さうしますと、さいぜんあなた方が言ったような位置づけに——いわばあなたの方の官庁であるだけに専門家である。したがってあなたの方から中核になる計画を出す。各省が持つてきてそれに加える。加えたものを内閣の審議会が討議して、そしてそれぞれ具体的な実施計画を各省が責任を持つてつくる。こういう体制になることになれば、機構としてはわれわれは頭の中は納得のいくことにならざる。ぜひひとつそういうルールをこの際きちんと確立をしてもらう必要があるわけですか。産業災害防止対策審議会令というのをいまちょっと取り寄せて見てみたいのですが、これはやる内容が全然出ていないのです。さわめて抽象的に「産業災害防止対策審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、産業災害防止対策に関する重要事項を調査審議する」と、それから「内閣総理大臣に意見を述べることができると」ことになっておりますが、三十人の委員で組織するといふだけで——六条で「関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる」というきわめて抽象的な大ざっぱなもので、資料の収集その他は、これを見ると各省に全く依存をしておるわけですね。そうします

と、産業災害防止対策審議会というの大局論を論議するところで、さかいところまではいかないのです。さいぜんあなたの御説明になったように、ここはとも五カ年計画なんかをつくる状態にない。そうすると、労働省が主体的な下請機関にならざるを得ない。こういう形はしっかりと確認をして、あなた方がふんじしを締めて災害の防止対策を積極的に推進してもらわないと——産業災害防止対策審議会が内閣にあるのだからここで何かいことができておると、それは労働省が骨を折ってくれないといふものができないという結論になるわけですか。ぜひひとつそうしてもらいたいと思っております。そうして次回は通産省なり運輸省なりの関係各省に承けてもらって、ここで労働省との間の今後の調整、こういう点を明らかにしておいてもらう必要があると私は思うのです。この前、私ここでガス協会のことを御質問申し上げましたけれども、あれにしても、どうもあなた方と通産省との間の意思統一、それから通産省内部におけるたとえば石炭のほうの保安とそういうガスの問題とは主管する局が違うわけですか。そういう点についても何か他人ごとみたいな感じを受けたわけですか。こういう問題は、ガスというものは、ガス、プロパンガスその他を直接生産をする労働者にも関係をするけれども、その取り扱いは面においてもガスの爆発その他があるわけですから消費者にも影響を与えることになる。だからそういう点については各省の意思統一をした——産業災害防止の対策を総合的に調整する幹事役というのは、労働省が演じていただいて、次回は通

○村上(茂)政府委員 「関係者」の読み

方につきましてはいろいろお話があつたわけでありませう。いわゆる主務大臣を

含むかどうかという点につきましては

は、主務大臣そのものをとらえなくとも、下の行政機関あるいは政府関係機

関を含むというふうな考え方でおつたのでございませう。しかし、そのよう

な御要望もございませうし、検討はしてみたいと思つたのです。ただ、この七条

の、労働大臣がつくる計画そのものにつ

きまして、それがいいのかどうか、い

ろいろ考え方もあろうと存じます

が、その点につきましては慎重に検討さ

せていただきたいと思つております。

○滝井委員 きょうはちようど区切り

の一時になりましたからこれでやめて

おきます。われわれも法制局と少し

検討してみます。そしてやはりこの

際、労働省の勧告権と要請権ができれば

一番いいし、それでやはり各省が、

労働省ばかりがおれらに勧告するのは

困ると言えば、要請権でもけっこうで

す。それはせひしておく必要があるの

です。そうしておかないと、やはりあ

なたがたの推進力が――各省に出して

も、法律にあるならばこれはやむを得ませ

ん、国会の意思でこうやられたんです

から、こう言われれば責任はわれわれ

のほうにあるのですからね。この際やは

りやっておく必要がありますよ。

きょうは、これまでにいたしておき

ます。

○田口委員長 本日はこの程度にとど

め、次会は明二十七日、午前十時より

委員会を開会することとし、これにて

散会いたします。

午後一時七分散会

社会労働委員会議録第三十九号中正誤

〆段 行 誤 正

一三 三四 未亡人

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

社会労働委員会議録第四十号中正誤

〆段 行 誤 正

二四 語それからのそれらの

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃